

「三郷生活保護裁判を支援する会」入会申込書

「三郷生活保護裁判を支援する会」に入会します。

1. 団体名（個人名） _____
2. 連絡先 住所 _____
電話 _____ () _____ FAX _____ () _____
3. 会 費 年 _____
(県団体会費 年5,000円以上、地域団体会費1,000円以上、個人年200円)
4. 団体の場合 担当者 _____ 連絡先 _____ () _____

キ リ ト リ

申込書や会費・募金の届け先



○ 事務局連絡先

埼玉県社会保障推進協議会（略称：埼玉社保協）

〒330-0064 さいたま市浦和区岸町7-12-8 自治労連会館内

電話 048-865-0473 FAX 048-865-0483

三郷市社会保障推進協議会（略称：三郷社保協）

〒341-0032 三郷市谷中397 埼玉土建三郷支部気付

電話 048-954-0081 FAX 048-954-0081

○振込口座 中央労働金庫さいたま支店 普通6042887

「三郷生活保護裁判を支援する会」

「三郷生活保護裁判を支援する会」 の申し合わせ

1. (名称と目的)

本会は「三郷生活保護裁判を支援する会」と称し、別紙「三郷生活保護裁判を支援する会の呼びかけ」の趣旨にもとづき、裁判を支援することを目的とする。

2. (活動)

本会は目的を達成するため、以下の活動を行う。

- (1) 学習、署名、裁判傍聴などの裁判支援活動を行う。
- (2) ニュース発行などの広報・宣伝活動。
- (3) その他、目的達成に必要なこと。

3. (会員)

本会は、目的に賛同する団体・個人によって構成する。

4. (役員)

本会の会員は下記の通りとする。

- (1) 代表世話人 若干名
- (2) 事務局長 1名 事務局次長 若干名

5. (組織と運営) 本会の組織を下記として運営する。

- (1) 代表世話人は会を代表する。
- (2) 事務局長、事務局次長および若干名の事務局員による世話人会を置き、弁護団との意思疎通をはかりながら日常活動をすすめる。

(3) 代表世話人、事務局および弁護団の代表による世話人会をおき、会の重要事項についての協議・調整、役員

(4) 三郷事務局をおき、本会と連携し、必要な事項を本会の事務局内で協議調整しながら、地域の諸活動を行う。

(5) 必要に応じて総会または報告集会を開催し、会の諸活動の基本について、会員の合意をはかることとする。

6. (財政) 本会の財政は、会費及びカンパなどによって運営する。

(1) 会費 県段階の団体会費を、年5,000円以上とし、相応に負担する。

地域(市町村)段階の団体会費を、年1,000円以上とし、相応に負担する。

個人会員を、年200円とする。

(2) 支援カンパを積極的に募る。

(3) 会計年度は、1月から12月とする。

7. (事務局)

(1) 会の事務局を、埼玉県社会保障推進協議会（略称・埼玉社保協）におく。

(2) 三郷事務局を、三郷市社会保障推進協議会（略称・三郷社保協）におく。

8. (発効)

本申し合わせは、2007年12月15日をもって発効する。